

ガイドラインの改訂の進め方(案)

現行のリスクコミュニケーションガイドラインについて、大防法の改正内容を反映するとともに、最新のリスクコミュニケーションの事例を収集し、必要な改訂を行う。

1. リスクコミュニケーション事例の収集

自治体を対象にアンケート調査を行い、解体等工事でのリスクコミュニケーションの実施に関する規定状況及び石綿に係るリスクコミュニケーションの事例の収集を行う。

成功した点や苦勞など、個別の事例として紹介できる場合には参考としての記載を拡充する。

2. 改正法令の反映等

令和2年に改正された大防法及び政省令の改正を反映する。

(1)用語等の修正

- 特定建築材料の範囲変更、及び新たに届出対象特定工事が定義されたことに伴う記載の修正を行う。
- 事前調査結果及び作業内容の掲示の様式例やチラシの記載内容についても、必要な修正を行う。

(2)その他法令改正の反映

今回の法令改正により、リスクコミュニケーションへの活用等が考えられる事項について、ガイドラインへの記載拡充を検討する。ガイドラインへの記載拡充が期待される事項としては、以下が挙げられる。

①事前調査に関する内容

- ✓ 事前調査結果の現場への備え置きが義務付けされた
- ✓ 事前調査結果及び作業内容の掲示の大きさが A3 以上に指定された
- ✓ 一定規模以上の工事について、都道府県等への事前調査結果の報告が義務付けられた(令和4年4月施行)
- ✓ 事前調査の実施者の要件が定められた(令和5年10月施行)

②作業基準等の強化

- ✓ 石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材の除去作業について、新たに作業基準が適用された
- ✓ 作業の記録や取り残しの確認の記録の作成・保存、発注者へ作業が完了したことの報告及び報告したことの記録の作成・保存が義務付けられた
- ✓ 取り残しの確認を行う者の要件が定められた

③罰則等の強化

- ✓ 直接罰が創設された(著しく石綿を飛散するおそれのある作業(吹付け石綿や断熱材等の切断等を伴う作業)において負圧隔離養生を実施していない(前室の未設置を含む)、適切な集じん・排気装置を使用していない等

- ✓ 下請負人にも作業基準の遵守が義務付けられた(これにともない、元請業者には、事前に関係する下請負人に対して特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要、特定粉じん排出等作業の種類、実施期間、石綿の種類や使用箇所、使用面積の説明を行うことが義務付けられた)

(3)その他

構成は基本的に現行のガイドラインをベースとするが、変更が必要と考えられる箇所については適宜検討する。

3. 全体スケジュール(案)

想定している全体スケジュールは以下のとおり。

- 自治体アンケート
配布日:7月19日(月)
回収期限:8月20日(金)
- 第1回検討会(今回)
(議題)ガイドラインの改訂の進め方、現行ガイドラインの記載事項と改訂が必要な事項、自治体アンケート調査結果の概要
- 第2回検討会 12月頃 (議題(予定))改訂案
- 第3回検討会 1~2月 (議題(予定))改訂案の決定
- 改訂ガイドラインの発出 3月頃(予定)